

国基本指針の改正に伴う「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029」の変更について

I 経緯

- 子ども・子育て支援法第62条により、都道府県は、内閣総理大臣が定める基本指針に即して、5年を1期とする「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定が義務付けられており、本県では、2025年3月に「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029」として一体的に策定している。
- 国は、2026年4月からの「こども誰でも通園制度」（乳児等通園支援）の給付化や、2025年10月の児童福祉法等の改正（保育士・保育所支援センターの法定化等）等に伴い、2025年9月に基本指針を改正して、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の基本的記載事項を修正（下図参照）し、2026年4月から適用することとした。
- このため、2025年度中に現行計画を変更することとする。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針^(※)の改正案について（概要）

改正の趣旨 ^{(※) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）}

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により、令和8年度からこども誰でも通園制度が給付（乳児等のための支援給付）化される。
- また、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第29号）により、本年10月より保育士・保育所支援センターが法定化され、地域限定保育士制度が創設されるとともに、令和8年度から満3歳以上限定小規模保育事業が施行される。
- これらの改正を踏まえ、基本指針の関係規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備等を行い、令和8年4月1日から適用することとする。^{(※) この改正に伴い、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver.2）」（令和6年10月10日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡別添）についても、所要の改正を行い、改訂版ver.3として発出予定。}

改正案の概要

1. こども誰でも通園制度の本格実施（給付化）に伴う改正
 - 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、以下の改正を行う。
 - ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づける。
 - ・ 基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づける。
 - 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、以下の改正を行う。
 - ・ 基本的記載事項として、乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を追加する。
 - ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画と同様に、基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づける。
2. 保育士・保育所支援センターの法定化に伴う改正
 - 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項である「教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項」に、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制の整備に関する事項を追記する。
3. 地域限定保育士制度の創設に伴う改正
 - 認定地方公共団体の区域内では、「地域限定保育士」を「保育士」とみなして「保育士」と同様の取扱いとすることや、「地域限定保育士登録」を「保育士登録」と同様の取扱いとすることについて措置する。
4. 満3歳以上児のみを対象とする小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業）の創設に伴う改正
 - 市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、満3歳以上限定小規模保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づける。

1

II 変更を要する事項及び対応案

改正後の基本指針等により、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項として示された以下の項目について、次のとおり対応する。

1. こども誰でも通園制度の本格実施（給付化）に伴う改正

- ① 乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置（保育士以外の従事者への研修の実施を含む）

⇒（対応案）現行計画に記載済みのため、変更を要しない。

（保育人材の確保、資質の向上）（P.81～82）

- 県は、保育士等の養成、処遇改善による離職防止、潜在保育士の再就職支援を3つの柱として、保育人材の確保に取り組みます。
- 県は、保育士等に対する研修を充実させ、教育・保育に係る様々な知識・技術だけでなく、地域の子育て支援や障害児保育など、多様な保育ニーズに適切に対応できるよう、専門性や実践力の向上を図ります。
- 県は、地域の実情やニーズに応じ、育児や職業経験など多様な経験を有する人材を子育て支援員として養成するため、市町村と協力して研修を実施します。

- ② 乳児等通園支援の従事者の見込み数

⇒（対応案）現行計画に記載の保育士数等の数値（目標及び見込み数）に、県調査により積算した「乳児等通園支援の従事者」を加えた値に修正する。

[資料3-2 1ページ]

- ③ 2歳までの子どもが利用する地域型保育及び乳児等通園支援と、3歳以降の受け皿となる教育・保育施設の相互の連携・接続

⇒（対応案）現行計画に乳児等通園支援に関する部分及び施設・事業者相互の連携・接続については未記載のため、追記及び修正する。 [資料3-2 2ページ]

2. 保育士・保育所支援センターの法定化に伴う改正

⇒（対応案）愛知県保育士・保育所支援センターについては、現行計画に再就職支援を目的とした内容を記載済みであるが、保育士・保育所支援センターの役割が法律上明記され、また、基本指針で「保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制を整備した上で（中略）保育士の確保及び質の向上を図ること」とされたことから、追記及び修正する。 [資料3-2 3ページ]

III 変更のスケジュール

2月12日 第2回子ども・子育て会議

3月31日 変更の公表